

分割基準の修正に関する届出書

第十号の二様式（提出用）

※ 処理事項	発信年月日		審査	整理番号	通知	管理番号													
	通信日付印	確認印																	
	. .																		

受付印	令和 年 月 日		所在地及び電話番号 (電話番号)	
	大阪府 府税事務所長殿		(ふりがな) 法人名	
			法人番号	
更正の請求の対象となる事業年度		. . から . . まで		
適用する分割基準		1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数		
事務所又は事業所			分割基準	
名称	所在地		修正前	修正後
合 計				
分割基準に誤りを生じた事情の詳細				

第10号の2様式記載要領

- この届出書は、2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、事業税について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合に、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出してください。
 - 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、事業税に係る分割基準の誤りによる更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
 - 「所在地及び電話番号」の欄に記載する所在地は、主たる事務所又は事業所の所在地を記載してください。
 - 法人番号(13桁)を記載してください。
 - 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載してください。
 - 「分割基準に誤りを生じた事情の詳細」の欄には、その事情を具体的に記載するとともに、分割基準を誤った事実を明らかにすることができる資料を添付してください。
- ※ 「分割基準」の欄の記載方法…製造業を営む法人は上段に従業者数を、非製造業を営む法人は上段に従業者数を、下段に事務所数を記載してください。
- ※ この届出書につきましては、法人の事務所の所在地を担当する府税事務所に提出してください。

分割基準の修正に関する届出書

第十号の二様式(控用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	※ 処理事項	発信年月日 通信日付印	確認印	審査	整理番号	通知	管理番号	
	令和 年 月 日	所在地及び 電話番号 (ふりがな) 法人名	(電話)					
	大阪府 府税事務所長殿	法人番号						
更正の請求の対象となる事業年度		・ ・ から ・ ・ まで						
適用する分割基準		1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数						
事務所又は事業所				分割基準				
名称	所在地			修正前	修正後			
合 計								
分割基準に誤りを生じた事情の詳細								

第10号の2様式記載要領

- 1 この届出書は、2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、事業税について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合に、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出してください。
 - 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、事業税に係る分割基準の誤りによる更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
 - 3 「所在地及び電話番号」の欄に記載する所在地は、主たる事務所又は事業所の所在地を記載してください。
 - 4 法人番号(13桁)を記載してください。
 - 5 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載してください。
 - 6 「分割基準に誤りを生じた事情の詳細」の欄には、その事情を具体的に記載するとともに、分割基準を誤った事実を明らかにすることができる資料を添付してください。
- ※ 「分割基準」の欄の記載方法…製造業を営む法人は上段に従業者数を、非製造業を営む法人は上段に従業者数を、下段に事務所数を記載してください。
- ※ この届出書につきましては、法人の事務所の所在地を担当する府税事務所に提出してください。